

富谷市社会福祉協議会
第2期地域福祉活動計画

後期実施計画
(概要版)



TOMOTOMO・YOUYOU 作
(富谷市地域活動支援センター)

富谷市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）とは

住民参加（事業支援や会費の協力）のもと地域福祉事業に取り組む社会福祉法109条に規定される団体で、市区町村ごとに設置されています。

地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が尊厳をもって自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域で暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的

富谷市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、市民や様々な団体などが、協働で行う地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。

地域福祉活動計画は、計画期間を前期・中期・後期のⅢ期とする実施計画の見直しを図り、地域状況を踏まえた実効性のある計画とします。

また、社会福祉法第107条に基づく「富谷市地域福祉計画」は、富谷市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的には方向を定める行政計画であります。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

福祉のまちづくりを推進する二つの車輪の役割

行政が策定する計画
地域福祉計画
(社会福祉法第107条)

連携・協働

地域で策定する計画
地域福祉活動計画
(社会福祉協議会)

平成 令和



関係法改正の概要

地域共生社会の実現に向けて

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築
- ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進
- ・医療・介護のデータ基盤の整備と推進
- ・介護人材確保及び業務効率化の強化
- ・社会福祉連携推進法人制度の創設

相談支援にかかる一體的実施のイメージ
○ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一體的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や世代を問わない相談

包括的な支援の全体像

相談支援

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・他機関の協働をコーディネート

参加支援

- ・既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応
- ・既存の地域資源の活用拡大

地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

富谷市社会福祉協議会

- ・高齢・障がい・こども・生活困窮の相談の一體的な受け止め・対応を目指し、各係担当の横断的情報共有と連携
- ・見守り活動やサロン等の地域や事業所・企業等の取り組みの把握と連携
- ・世代や属性を問わない居場所づくりと支援
- ・地域住民と協働で行う取り組みや事業の積極的な発信による交流や学びの進化と深化

地域福祉活動

基本計画 9年（平成30年～令和8年）

▶ 基本理念

▶ 基本目標

▶ キーワード

▶ 計画体系

心ふれあう暮らしやすい福祉のまちづくり

基本目標 1

「住民参加による
福祉のまちづくり」
～たすけあい福祉活動
の推進～

助け合いの心

- ① 社協活動の啓発
- ② 福祉教育活動の充実
- ③ 交流の場・機会づくりの推進
- ④ 地域コミュニティづくりの展開

- ① 広報の充実
- ② 社協福連の強化
- ③ 地域福祉の活性化

- ① 家庭・地域のつながりの強化

- ① 世代や障がい者の支援

- ① 地域支援の強化
- ② 企業等との連携

基本目標 2

「共に支え合う
福祉のまちづくり」
～地域連携・協働・
ネットワークの促進～

地域ぐるみ

- ① ボランティアセンターの運営
- ② 災害ボランティア体制整備
- ③ 福祉関係機関との連携及び活動支援

- ① ボランティアセンターの運営

- ② 地域福祉連絡会議の開催

- ③ 多様なボランティアの育成

- ① 地域におけるボランティアの活用

- ② とみやまボランティアセンターの運営

- ① 災害ボランティア体制の整備

- ② 共同募金活動の実施

基本目標 3

「安心して暮らせる
福祉のまちづくり」
～自立生活支援のための
地域福祉～

地域福祉事業

- ① 権利擁護センターの機能強化
- ② 福祉ニーズの発見と福祉サービスの充実

- ① 総合相談窓口の充実

- ② 生活困窮者の支援

- ① 高齢者支援の強化

- ② 障がい者の支援

- ③ 子育て支援の強化

- ④ 各種交通手段の充実

基本目標 4

「安定した地域福祉
のまちづくり」
～社協の運営・
組織の基礎体制整備～

基礎

- ① 社協運営基盤の整備
- ② 計画推進体制の整備

- ① コミュニティの活性化

- ② 社会福祉連絡会議の開催

- ③ 多様な連携の強化

- ① 地域福祉連絡会議の開催

- ② 事業拡大の実現

- ③ 事業継続性の確保

計画体系図

後期実施計画 3年（令和6年～令和8年）

後期実施計画の柱 ・・・・・・ 柱を支える事業名

充実と多様な情報発信	・社協だより・ホームページ・社協周知パンフレット
祉出前座談会の充実	・社協福祉出前座談会
祉フォーラムの充実	・地域福祉フォーラム
・学校と連携した福祉教育の推進	・福祉教育推進会議・教育補助金・福祉体験学習・夏休み福祉体験教室・福祉委員会とのコラボ事業
・を超えた交流・居場所づくりの推進	・センターほっとカフェ・障がい者施設との交流・【新】子どもたちとの交流
・え合い事業の展開 の地域福祉事業の協働・連携	・街かどカフェ・ゆとりすとクラブ・サロン・どんぐりの森活動・とみサポートこころね・地域サポートー養成研修 ・会費協力企業会費納入・地域貢献取組紹介・地域防災訓練・地域活動支援センター受注作業
ボランティア体制の整備推進	・ボランティアセンター体制整備・ボランティア活動の把握と支援・災害ボランティア登録 ・お互いさまネットワークづくり
祉活動の理解と人材育成 ボランティア活動の推進	・ボランティア養成講座・スキルアップ研修会・ボランティア情報交換会（ボラセンお茶っこ会） ・ボラセンだより・ホームページ更新・ボランティアセンターフェスティバル・ちょボラ
・ける自主防災意識の向上	・ボランティア相談・ボランティアセンター運営委員会
被災者支援センター (ボランティアセンター) の体制整備	・地域防災訓練支援・社協福祉出前座談会 ・災害ボランティア養成講座・災害ボラセン体制整備(被災者支援センター) ・県内災害協定支援・富谷市との災害ボラセン協定
・係団体の事務局支援 動・歳末募金配分事業の円滑な実施	・福祉関係団体事務局支援(遺族会・育成会・身障協会) ・赤い羽根募金運動・歳末たすけあい募金運動・歳末たすけあい募金配分委員会
・ 目 標 支 援 の 強 化 窮者支援施策の実施	・生活相談・日常生活自立支援事業・成年後見サポート推進協議会・権利擁護センター ・資金貸付事業(生活福祉資金・生活安定資金)・フードバンク支援・緊急小口資金特例貸付償還 ・緊急学業支援金貸付償還
・ 支 援 事 業 の 推 進 障害者支援事業の推進	・福祉健康センター・給食サービス事業・虹いろは食サロン事業・サロン型通所サービス「サロンより愛」 ・生活支援型訪問サービス「まごの手」 ・なないろ standfair・障害者計画相談・地域活動支援センター事業
・ 支 援 事 業 の 推 進 ナビゲートセンターの充実 ・ 通運行事業の円滑な実施	・育児ヘルプサービス事業・子育てファミリー・サポート・センター事業・子育てサロン「とことこ」 ・デマンド型交通運行事業・西成田教室スクールバス運行事業・安全運転講習会
・ リーシャルワーク(CSW)機能の充実 ・ 議会住民会員制度への理解協力	・社会福祉援助技術現場実習受入・職員研修(外部)
財源確保策の検討	・会費協力・福祉活動推進委員長会議・福祉活動推進委員長研修 ・会費協力・企業広告掲載
祉活動計画の進捗管理 ・ 進 体 制 の 強 化 計画(BCP)の進捗管理	・理事会・評議員会・地域福祉活動計画運営協議会 ・理事会・評議員会・監査会・事業推進体制整備 ・組織体制・職員体制・優先順位・災害時対応

生活を支える3つのセンター事業

(権利擁護センター・ボランティアセンター・子育てサポートセンター)

専門職による相談から課題解決に向けた取り組みで、関係機関と連携を図ります。

●権利擁護センター

- ・生活・権利擁護相談
- ・生活福祉資金等貸付
- ・成年後見利用支援 等

●ボランティアセンター

- ・ボランティア相談、斡旋
- ・ボランティア養成・地域ボラ支援
- ・ボランティアセンターフェスティバル
- ・被災者支援センター（災害ボラ）等

●子育てサポートセンター

- ・子育て相談
- ・育児支援
(一時預かり・ヘルプサービスのコーディネート)
- ・子育てサロン「とことこ」

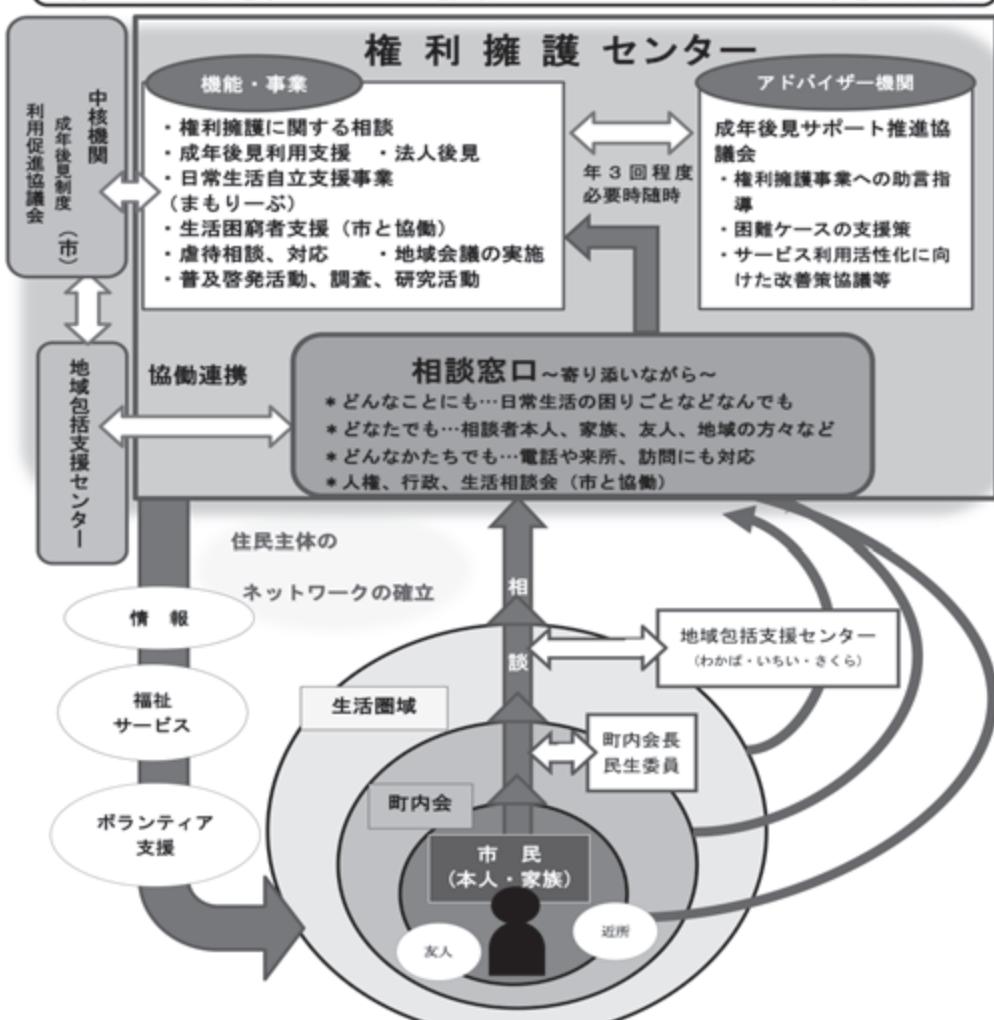
権利擁護センター

◎目指す方向性

市の中核機関との連携を強化し、権利擁護に係る相談・意思決定支援・日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用支援、成年後見サポート推進協議会の機能強化を図ります。

●権利擁護センターとは…

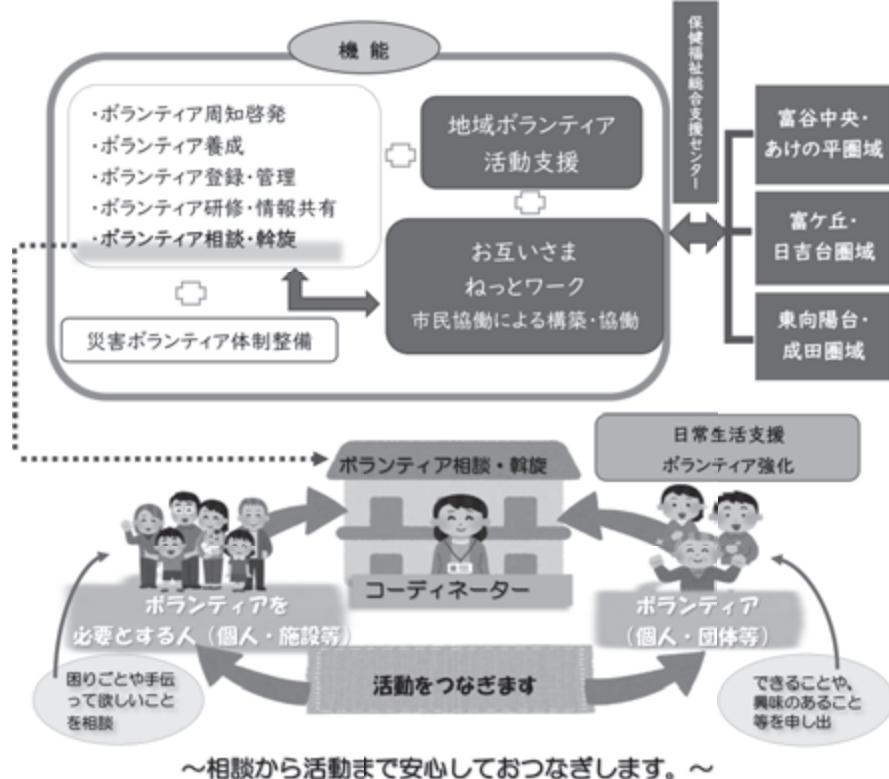
富谷市民誰もが地域でその人らしく安心して生活が送れるように、相談を受けて関係機関と連携し、本人の意思を尊重しながら権利を擁護（守っていく）ため、さまざまな業務を行う機関。



ボランティアセンター

◎目指す方向性

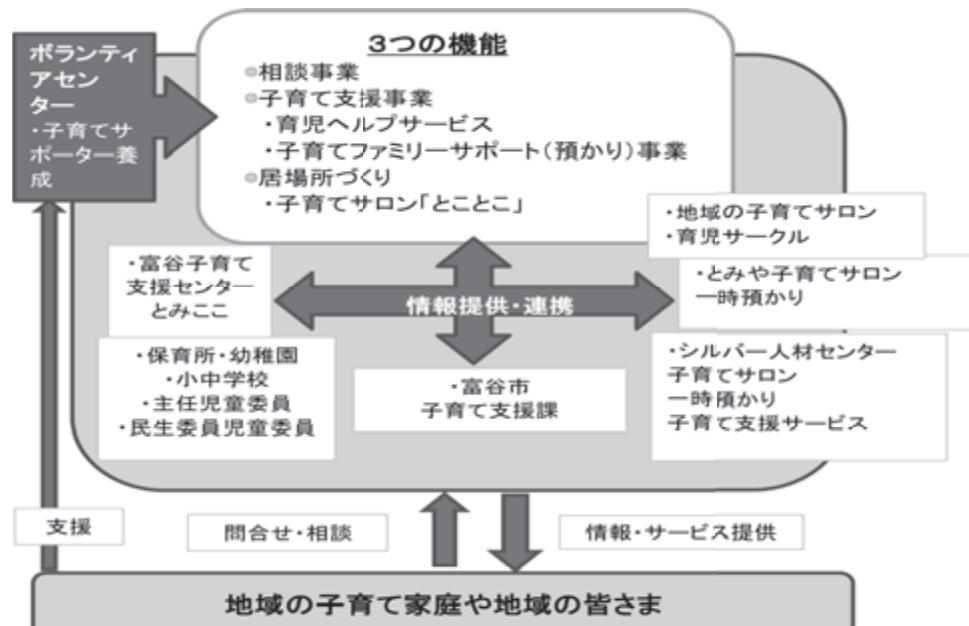
多様なボランティアを種別ごとに整理し、役割を明確化するとともに、あらゆるニーズに対応できるよう関係機関と協働しながら、体制整備・ネットワークづくりの検討を行います。



子育てサポートセンター

◎目指す方向性

地域で安心して子育てができるよう、子育てサポーターの養成を行い、多くの協力者がいる中での子育て支援に努めるとともにサービス利用者が子育て支援者になるよう、利用・支援の循環を目指します。



社会福祉協議会は、福祉のまちづくりを進めます

社会福祉協議会は、全国すべての市区町村、都道府県、全国の段階に組織され、地域住民、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動、地域福祉活動を通じて、誰もが社会から孤立せず、いきいきと安心してその人らしく暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指した様々な活動を行っています。



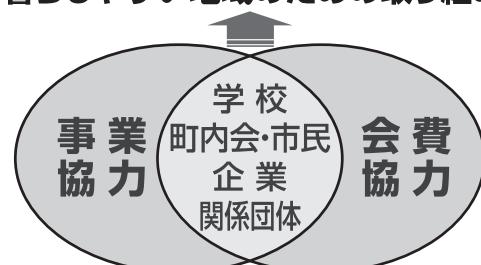
誰もが社会参加できる 地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

地域住民の力とネットワークで一人ひとりの暮らしを支える

社会福祉協議会の活動は、行政や専門機関だけが行うのではなく、地域住民やボランティアや地域の様々な関係機関とともに、一緒に知恵を出し合い活動を行う、あるいは会費協力をいただき取り組みをすすめています。地域に暮らす人々が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で社協は参画し、専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくりを行います。

暮らしやすい地域のための取り組み



市民の思い
(地域を良くしたい)
(安心して生活したい)

社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会



〒981-3311 富谷市富谷西沢13番地
(富谷市福祉健康センター内)

T E L : 022-358-3981

F A X : 022-358-3512

U R L : <http://www.tomiya-shakyo.or.jp>
E-mail : tomiya-shakyo@cap.ocn.ne.jp



ホームページ



Facebook